

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

29 資第 41-27 号

平成 30 年（2018 年）1 月 17 日

長野県知事 阿部 守一

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)								
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山雅弘 塩尻市大字広丘吉田 2902 番地 3								
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可								
条 例 第 42 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字北小野字水ノ別 1649 番地 1							
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(汚泥の沈殿分離施設、廃油の油水分離施設、廃酸、廃アルカリの中和施設)							
	③処理を行う廃棄物の種類	○沈殿分離する産業廃棄物 汚泥 ○油水分離する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る） ○中和する産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ							
	④廃棄物の処理施設の処理能力	汚泥の沈殿分離施設 14.4 m ³ /日（24 時間稼働） 廃油の油水分離施設 64 m ³ /日（8 m ³ /h：8 時間稼働） 廃酸、廃アルカリの中和施設 14.4 m ³ /日（24 時間稼働）							
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○沈殿分離する産業廃棄物 汚泥</td> <td>○沈殿分離する産業廃棄物 なし</td> </tr> <tr> <td>○中和する産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ</td> <td>○中和する産業廃棄物 なし</td> </tr> <tr> <td>○処理する産業廃棄物 汚泥、廃油（潤滑油系に限る。） 廃酸、 廃アルカリ</td> <td>○処理する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	○沈殿分離する産業廃棄物 汚泥	○沈殿分離する産業廃棄物 なし	○中和する産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ	○中和する産業廃棄物 なし	○処理する産業廃棄物 汚泥、廃油（潤滑油系に限る。） 廃酸、 廃アルカリ
新	旧								
○沈殿分離する産業廃棄物 汚泥	○沈殿分離する産業廃棄物 なし								
○中和する産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ	○中和する産業廃棄物 なし								
○処理する産業廃棄物 汚泥、廃油（潤滑油系に限る。） 廃酸、 廃アルカリ	○処理する産業廃棄物 廃油（潤滑油系に限る。）								

申請の区分 (Ⅱ)		特別管理産業廃棄物処分業の新規許可			
条例第42条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字北小野字水ノ別 1649 番地 1			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(廃油(灯油類、軽油類に限る。))の油水分離施設)			
	③処理を行う廃棄物の種類	○油水分離する特別管理産業廃棄物 廃油(灯油類、軽油類に限る。)			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	64 m ³ /日 (8 m ³ /h : 8 時間稼働)			
申請の区分 (Ⅲ)		産業廃棄物処理施設の変更許可			
条例第42条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字北小野字水ノ別 1649 番地 1			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(廃油の油水分離施設)			
	③処理を行う廃棄物の種類	○油水分離する産業廃棄物 廃油(潤滑油系に限る。) ○油水分離する特別管理産業廃棄物 廃油(灯油類、軽油類に限る。)			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	64 m ³ /日 (8 m ³ /h : 8 時間稼働)			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○処理する特別管理産業廃棄物 廃油(灯油類、軽油類に限る。)</td> <td>○処理する特別管理産業廃棄物 なし</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	○処理する特別管理産業廃棄物 廃油(灯油類、軽油類に限る。)
新	旧				
○処理する特別管理産業廃棄物 廃油(灯油類、軽油類に限る。)	○処理する特別管理産業廃棄物 なし				
条例第42条	⑩対象周辺地域の範囲	塩尻市北小野古町区			
	⑪対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 塩尻市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 			
	⑫事業計画書(見解書)の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野喜楽鋳業株式会社 塩尻市大字広丘吉田 2902 番地 3 (期間) 事業計画協議の終了まで(土日・祝日を除く。) (時間) 午前 9 時～午後 5 時			
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成 29 年 12 月 2 日(土) 午後 6 時から (場所) 塩尻市北小野 3353-2 古町地区公民館			
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県松本地域振興局 環境課			
	縦覧期間	平成 30 年 1 月 18 日(木) から平成 30 年 2 月 16 日(金) まで(土日・祝日その他県の休日を除く。)			
	縦覧時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時			

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第43条	<ul style="list-style-type: none"> ○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 	○見解書について	15号	提出期限 平成 30 年 2 月 16 日(金) 提出先 〒390-0852 長野県松本市島立 1020

					松本地域振興局環境課
--	--	--	--	--	------------

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。